

記者発表資料

平成24年3月23日

宮城県水産物放射能対策連絡会議

宮 城 県

海産水産物における放射性物質の新基準への対応について

4月1日から放射性セシウムの基準値が100ベクレル／kgとなることから、本日、漁業団体、流通加工団体など宮城県の水産関係団体が一堂に会した「宮城県水産物放射能対策連絡会議」を設置し、基準値を超える水産物を市場に流通させないため、水産関係業界が一丸となって万全の対策を講ずることを決定しましたので、お知らせします。

記

1 宮城県水産物放射能対策連絡会議の構成団体（別紙のとおり）

宮城県漁業協同組合など沿海地区漁業協同組合、宮城県沖合底びき網漁業協同組合など魚種別漁業協同組合、宮城県産地魚市場協会、宮城県水產物流通対策協議会、宮城県水産公社、宮城県漁業信用基金協会、宮城県など23団体

2 基準値を超える水産物を流通させないための取組方針

① 検査体制の強化

本県沖合海面を7つの海域に区分し、本県の主要水産物や国の考え方に基づき50ベクレル／kgを超えたことのある水産物について、毎週100検体程度の検査を実施する。

② 検査結果を踏まえた対応

宮城県水産物放射能対策連絡会議は、本県水産物の安全・安心を確保するため、隣県での検査結果も踏まえ、100ベクレル／kgを超える水産物を流通させないため、水揚げ自粛措置などにより万全の対応を講ずる。